

### 当座勘定規定の改定について

「手形・小切手の全面的な電子化」の政府方針に基づき、令和 9 年 3 月末で電子交換所における手形・小切手の交換廃止が決定したことに伴い、手形・小切手の発行の取扱いを終了することとし、下記のとおり当座勘定規定を改定致します。なお、本規定の改定以前から当座預金をご契約いただいているお客様にも適用されることとなりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

改定日：令和 8 年 4 月 1 日(水)

改定前	改定後
<p><b>第 9 条(手形、小切手用紙)</b></p> <p>1. 右記に同じ</p> <p>2. 右記に同じ</p> <p>3. 右記に同じ</p> <p>4. 右記に同じ</p> <p>5. 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>6. 右記に同じ</p> <p>7. 右記に同じ</p>	<p><b>第 9 条(手形、小切手用紙)</b></p> <p>1. 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>2. 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>3. 前 2 項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p>4. 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には直ちに当組合宛に連絡してください。</p> <p><del>5.</del> <b>削除</b></p> <p><u>5.</u> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p><u>6.</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>